

## 1分間レポート

～あけましておめでとうございます～

経済的にはなかなか明るいニュースがありませんが、景気の悪化＝経営の悪化ではありません。不況なりの経営を考えていく必要があると思います。

今年の経営のテーマとして私なりに感じていることを書いてみます。まず、

正しい経営をする。昨年以降、不正によって倒産や長期不振に追い込まれる企業が大変多いです。“天誅（てんちゅう）”とも言えます。

経営理念をつくり、企業としてのあるべき姿を追求すること。

「お客様はどう考えているのだろう」という視点で物を考える。

売上と利益を追求すると、ついつい会社本位になりがちです。その時、基本に戻すことが必要です。その基本と利益の両立こそが、企業のテーマとされます。

そして、“裸の王様”状態になっていないか自省する・・・社員の意見が経営の見直しのヒントになることもあります。過去の成功体験に縛られていませんか？意見を聞く姿勢でいること、意見を言える社風であることを心がける。

経営者が数字に強くなり、自社の状況の分析をすること。

どこで儲かって、どこで損をしているかの追求をする。そしてバランス経営を心がける。

中小企業の倒産が増えています。まだまだ気を引き締めて“収益性の向上”“借入金を減らす”ことに集中していくべきだと思います。

今年もよろしく願いいたします。

記 小川 健

## 人事・労務実務相談Q & A (第36回)

### なぜ加入が40年未満？ 記録漏れかと心配に

**Q** 退職して現在満額の年金を受給していますが、自分の年金関係の書類をみると国民年金の加入期間が400月にも達していません。ずっと国民年金の2号被保険者(40年間)だったはずですから、もしかして記録漏れがあるのでしょうか。

#### 制度発足前は含まない

**A** 老齢基礎年金は、保険料納付40年(480月)で満額支給されます。保険料の未納期間があれば、金額は減額されます。

厚生年金の被保険者は同時に国民年金の第2号被保険者で、第2号被保険者期間のうち20歳以上60歳未満の期間が老齢基礎年金の計算の基礎となります。しかし、ずっとサラリーマンだったとしても、20歳以上60歳未満のすべての期間が保険料納付済期間とカウントされるとは限りません。国民年金制度が発足したのは昭和36年4月1日ですから、それ以前の期間は除外されます。

昭和16年4月1日以前に生まれた人は、昭和36年4月から本人が60歳に達するまでの期間は40年に不足します。このため、加入可能年数すべて加入していれば、満額の年金を支給する規定となっています。仮に昭和9年生まれとすれば、加入可能年数は33年(396月)です。ですから加入期間が400月未満でも、フルの年金をもらっている可能性があります。年金額を確認してみてください。

## 情報NOW .....

### 電子証明書等特別控除

詳しくは担当者にご相談ください

電子証明書を有する個人が所得税の確定申告書を提出する際に、その者の電子署名及びその電子証

明に係る電子証明書を付して電子申告した場合に、所得税額から 5,000 円(その年分の所得税額を限度)の控除(平成 19 年分または平成 20 年分のいずれか 1 回)を受けることができる制度です。

税理士が代理送信する場合であっても納税者本人の電子署名が必要です

「電子証明書等特別控除」の適用を受けるために準備するもの

住基カード(電子証明書)の取得

市区町村で住民基本台帳カード(住基カード)の交付を受け、これに電子証明書を登録してもらいます。「住基カード」交付手数料 500 円程および「電子証明書」発行手数料 500 円がかかります。

住基カードの交付申請の手続

居住されている市区町村の窓口申請です。その日に交付できる市区町村と後日交付する市区町村があります。氏名が記載されたタイプと氏名・住所・生年月日・性別が記載され、写真が貼られたタイプのいずれかを選んでもらいます。

必要なもの

- ・ 交付申請書(市区町村の窓口備え付け)
- ・ 写真(希望される方のみ)サイズは市区町村によって異なります
- ・ 運転免許証、パスポートなど官公署が発行した写真付の証明書
- ・ 印鑑(市区町村によって)

## よろず相談会のご案内

当事務所では「資金繰り相談会」「法律よろず相談会」「経営よろず相談会」を月 1 回開催しております。ぜひご利用下さい。

【資金繰り相談会】1月18日(金)担当:中小企業診断士 風間 慧先生(当社顧問)

【法律相談会】1月22日(火)担当:弁護士 相馬 卓先生(にいがた国際法律事務所)

【経営相談会】1月22日(火)担当:当社代表・税理士 小川 健 他スタッフ

詳しくは担当者までお問い合わせください

## 税理士法人 小川 会 計

【本社】

〒950-0862 新潟市東区竹尾 2 丁目 20 番 20 号

TEL : 025-271-2212 FAX : 025-271-7378

【長谷部事務所】

〒950-0152 新潟市江南区亀田緑町 3 丁目 2 番 8 号

TEL : 025-382-4740 FAX : 025-382-2707

~ 内容についてのご質問・ご相談はお気軽に ~

E-Mail [infome@ogawakaikei.co.jp](mailto:infome@ogawakaikei.co.jp)

URL <http://www.ogawakaikei.co.jp/>